

物価高騰に伴う悪質商法及び便乗値上げを許さぬ対応を求める意見書

国民生活に厳しい物価高が始まっているが、これはウクライナ戦争以前から続いているものであり、ウクライナ戦争を契機として激しい物価高となったものである。総務省の消費者物価指数を見ても値上げとなっており、今後さらに強まると考えられる。

この間、インターネットの情報商材トラブル及び高齢者をターゲットとする悪質商法もあったが、物価高を口実とする便乗値上げも考えられることから、消費生活を守るためにも、激しい物価高を抑えるとともに、悪質商法及び便乗値上げを許さない取組の強化がさらに求められている。

国は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるように各地方公共団体、消費生活センターとともに、今まで以上の対策が求められている。

よって、政府においては、次の事項に取り組むよう強く要望する。

- 1 消費生活における地域、地方公共団体の相談体制及びホットラインを今まで以上に強化すること。そのため、消費生活相談員などの増員強化などの必要な財政支援をすること。
- 2 地域住民の見守り活動が始まったところもあるが、高齢者及び若者をターゲットとする悪質商法による被害が強まっていることから、啓発活動等への公的援助を拡充すること。
- 3 特に物価高を口実とする便乗値上げ及び品物不足などの風評被害を極力やめさせるため、監視及び是正などを強化すること。
- 4 原油高騰等に伴う原材料の上昇分を適切に価格転嫁できるようにするため、取引の適正化の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月15日

内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	寺田稔様
厚生労働大臣	加藤勝信様
内閣府特命担当大臣	河野太郎様

いわき市議会議長 大峯英之